

する取組が進められている。

重点戦略及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）の策定（2007年12月）を受け、内閣府、総務省及び厚生労働省の3府省が連名で各地方公共団体に発出した通知（2008年1月。第1部第2章第2節の6参照）においては、少子化対策推進本部の設置など、各地方公共団体の庁内における推進体制の整備や地域の関係者との協議会の設置のほか、住民の利用しやすさを考慮し、子育て支援に関

する情報提供等をできる限り集約して一元的に行うよう要請したところである。

また、国においては、憲章及び行動指針の策定を受け、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設けたところであるが、憲章及び行動指針に基づき、地域における仕事と生活の調和の推進を図っていくためには、各都道府県の仕事と生活の調和を推進する窓口が設けられていることが重要であることから、上記通知においては、それぞれの都道府県における仕事と生活の調和の推進の担当部署を明らかにするよう求めている。

第9節

小児医療体制を充実する

小児救急医療については、少子化が進行する中で、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図るといった観点から、その体制の整備は重要である。

このため、1977（昭和52）年度より構築してきた初期救急、入院を要する救急（二次救急）、救命救急（三次救急）といった一般の救急医療体制による対応に加え、特に入院を要する救急レベルについては、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業（1999（平成11）年度～）や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院事業（2002（平成14）年度～）を、また、初期救急レベルにおいては、小児初期救急センター整備事業（2006（平成18）年度～）を進めることにより、その充実を図ってい

る。

また、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化を受け、時間外に病院にかかる小児患者が増加していると指摘されており、病院勤務医の負担を軽減し、安全・安心な医療の提供を図るとともに、子どもの急病時に保護者等の不安を解消する対応が求められる。

このため、小児科医等による専門的な見地から、保護者が直ちに医療機関を受診すべきか否かといった判断を支援し、不安を解消するため、2004（平成16）年度より小児救急電話相談事業（短縮ダイヤル「#8000」）を実施しているほか、保護者等に対し、急病時の対応方法についての講習会の開催やガイドブックの配布を行う小児救急医療啓発事業を2006年度より実施しているところである。

さらに、小児医療については、近年の累

次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2008（平成20）年度診療報酬改定においても、小児入院医

療の評価や夜間・休日の小児救急医療体制の評価を充実させるなどの措置を講じたところである。

第10節

子どもの健康を支援する

21世紀の母子保健分野の国民運動である「健やか親子21」の中で、主要な課題とそれに基づく目標を設定し取組を推進しているところである。

計画の中間年にあたる2005（平成17）年には、それまでの実施状況等を評価し必要な見直しを行うことを目的として『「健やか親子21」推進検討会』を開催し、中間評価を実施した。その結果、多くの目標値が改善傾向で推移する一方、適切な対策や取組の推進が必要である課題などが明らかになった。具体的には、今後5年間の重点的な取組が必要な課題として、食育の推進、小児の事故防止をはじめとする安全な子育て環境の確保、子どもの虐待防止対策の取組の強化、思春期の性感染症罹患の防止などがあげられた。

1 「食育」の推進

近年、食生活を取り巻く社会環境等の変化に伴い、子どもたちに朝食欠食などの不規則な食事、栄養の偏りなどの食習慣の乱れや肥満傾向の増加などがみられる。このため、子どもたちに対して、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができるよう育てる「食育」を推進することが必要となっている。

2006（平成18）年3月に公表された「健やか親子21」の中間評価において、新たな指標として「食育の取組を推進している地方自治体の割合」が設けられ、母子保健分野でも食育の一層の推進に取り組むこととしている。中でも、母子の健康確保のために妊娠期及び授乳期において適切な食習慣を維持することは重要な課題であり、2006年2月には、食事の望ましい組合せや量とともに妊娠期における推奨体重増加量を盛り込んだ「妊産婦のための食生活指針」を策定し、その普及啓発を進めているところである。

また、2006年6月に公表した「平成17年度乳幼児栄養調査」結果では、出産直後や離乳食の開始時期に授乳や子どもの食事への不安が高まること、幼児（4歳未満）の約1割に朝食の欠食がみられることなどが明らかとなり、乳幼児のいる家庭への食育を推進していく必要がある。このため、授乳や離乳について適切な支援が推進されるよう「授乳・離乳の支援ガイド策定に関する研究会」を開催し、2007（平成19）年3月に「授乳・離乳の支援ガイド」をとりまとめた。

学校における食育を推進するためには、学校における指導体制の整備が不可欠である。2005（平成17）年4月に制度化された栄養教諭は、各学校の指導体制の要として、